

第2次堺市環境モデル都市行動計画概要

1. 全体構想

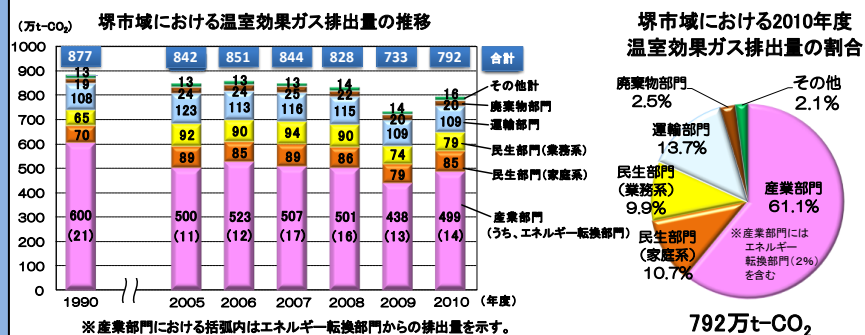
◆計画策定の趣旨、位置づけ

P.1

本市は2008年度に政府から環境モデル都市として認定を受け、第1次堺市環境モデル都市行動計画（2009年度～2013年度）に基づき取組を進めてきた。これを受け継ぐ形で第2次堺市環境モデル都市行動計画を2014年度～2018年度の5カ年を計画期間として策定する。

◆現状分析（堺市における温室効果ガス排出状況）

P.1～2



・本市では、総排出量に占める産業部門の割合が約6割を占める。
 ・1990年度から2010年度にかけて総排出量は減少しているが、民生部門（家庭系・業務系）は増加している。
 ・火力発電所の稼働が高まっている影響で2011年度以降は増加が見込まれる。

◆削減目標

P.5～9

【将来像】

“快適な暮らし”と“まちの賑わい”が持続する低炭素都市『クールシティ・堺』の実現

【温室効果ガス削減目標（1990年度比）】

中期目標（2020年度）：2%増加まで抑制 長期的にめざすべき方向（2050年度）：80%削減

◆削減目標達成についての考え方

P.10～15

第1次行動計画での取組み

主な実績
 ・メガソーラーやまちなかソーラー発電所の推進等による再生可能エネルギーの導入促進
 ・設備機器の更新等による省エネの推進
 ・堺エコロジー大学の開設、運営等

主な課題
 ・安心・安全、快適なエネルギー利用体系の構築が必要
 ・一層の市民、事業者のまちづくりへの参画が必要

市の関係計画等

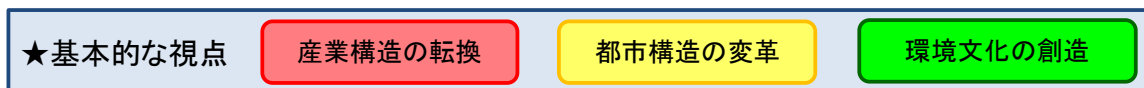
これまでの実績や課題を踏まえて取組を強化

他計画等との関連を明確にし、全庁横断的に連携

【第2次行動計画で強化すべき要素】

- 地域におけるエネルギー施策の強化
- 低炭素をキーワードとした産業の活性化
- まちづくりの機会を通じた低炭素型の都市構造の形成
- 低炭素まちづくりへの市民、事業者のさらなる参画

同要素を取組方針や取組内容に反映



地域資源を活用し、市民・事業者・行政が一体となり取組を推進

「快適な暮らし」と「まちの賑わい」が持続する低炭素都市『クールシティ・堺』の実現

2. 取組内容

【産業構造の転換】～環境保全と経済成長が両立した、災害にも強い低炭素型産業構造への転換～

P.16～20

取組方針 省エネ・創エネ推進、未利用エネルギーの利活用やエネルギー融通の促進、環境関連産業への進出に挑戦する市内企業への支援などにより、エネルギー利用の効率化と安定的な事業活動を確保し、災害にも強い低炭素型の産業構造への転換をめざす。

(A) 企業の低炭素取組への支援

- ・下水再生水等の未利用エネルギー利用促進
- ・省エネ・創エネ機器導入支援

(B) 自主的取組み促進のための仕組みづくり

- ・クールシティ・堺パートナー制度の普及
- ・ミチゲーション緑地制度の構築

(C) 環境関連産業の創出支援

- ・中小企業の研究開発支援
- ・環境関連ビジネス普及促進
- ・次世代エネルギーパーク等を活用した情報発信

【都市構造の変革】～低炭素型都市構造の形成～

P.21～26

取組方針 車に頼り過ぎない、歩いて暮らせるまちづくり等に向けて、公共交通や自転車の利用促進等による低炭素型のまちづくりをめざす。また、まちなかへの緑の創出等によって潤いのある都市環境の創出をめざす。

(A) 公共交通を中心としたまちづくりの推進

- ・阪堺線、バス交通の利用促進
- ・駐車場供給の抑制

(B) 自転車を活かしたまちづくりの推進

- ・コミュニティサイクル、自転車通行環境の整備

(C) 環境に配慮した自動車利用の推進および道路交通環境の向上

- ・次世代自動車の普及促進
- ・道路交通環境の向上

(D) 土地利用更新などの機会を通じた環境に配慮したまちづくりの推進

- ・土地利用更新等における住宅・建築物の低炭素化の促進

(E) 緑の保全・創出によるまちづくりの推進

- ・南部丘陵緑地保全
- ・大仙公園の整備
- ・共生の森づくり
- ・まちなか緑化推進

【環境文化の創造】～安心・安全、快適な低炭素型ライフスタイルの創出～

P.27～33

取組方針 エネルギーを創り、貯めるなどスマートなエネルギー利用スタイルの普及と、ESDの視点を取り入れた環境教育等による市民、事業者の環境意識の一層の向上により、次代へと引き継がれる環境文化の創造をめざす。

(A) 「まちなかソーラー発電所」の推進

- ・太陽光発電設備設置支援
- ・公共施設への設置促進
- ・民間資金を活用した普及促進

(B) 自主的、効率的なエネルギー利用環境の普及促進

- ・住宅・建築物の低炭素化の推進
- ・省エネ機器等導入促進
- ・EMS普及促進

(C) 市民、事業者が主体となった取組みの推進

- ・市民、事業者の自主的行動促進に向けた取組の推進

(D) 環境人材育成の取組推進

- ・持続的なまちづくりに向けた人材確保
- ・海外への技術貢献、環境教育・啓発活動

3. 取組体制等

P.34

◆庁内推進体制

・市長を本部長とする「環境都市推進本部」

◆地域住民や大学、地元産業等との連携体制

・産学官民で構成する「堺市環境都市推進協議会」

・堺市環境審議会

